

個別避難計画の作成にご協力いただき
ケアマネジャーのみなさまへ

令和7年3月

神戸市福祉局くらし支援課



災害時要援護者支援

- 災害時要援護者とは

「災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。」
例：高齢者（要介護・要支援）、障がい者など

- 近年の災害において、**多くの高齢者が被害に遭い、障がい者等の避難が適切に行われなかった事例があった。**

※災害による死者のうち、65歳以上の高齢者の割合
令和2年7月豪雨（熊本）・・・約79%



神戸市の取り組み 共助の取組

◆平成25年4月「**災害時の要援護者への支援に関する条例**」施行

⇒地域（要援護者支援団体）は、支援活動を行うため、
市に申請し、要援護者の情報提供を受けることができる。

要援護者支援団体

- 防災福祉コミュニティ ■ふれあいのまちづくり協議会 ■自治会
- 地区民生委員・児童委員協議会 ■地域自立支援協議会 ■消防団
- その他の団体であって市長が認める団体
 - ・神戸市婦人団体協議会 ・神戸市(各区)社会福祉協議会 ・友愛訪問ボランティア
 - ・神戸市老人クラブ連合会 ・マンション管理組合等

共助の取組 市から郵送する登録案内文

案内文

登録票

地域のみなさまへ

●区保健福祉課
神戸市福祉局くらし支援課
団体名

地域で支え合う 災害時要援護者支援の取組

災害時要援護者登録のご案内

日頃から、風水害や地震などの災害に備えて準備を行うことで、ご自身を守ることが大切です。しかし、高齢者や障がいのある方は、災害時の避難などで周りの方の手助けが必要な場合があります。

このような時、行政の力以外に隣近所や地域ぐるみで、安全な場所への避難や避難生活などの支援をする取組が、災害時要援護者支援です。

●●地区では、神戸市と団体名等の地域団体が連携して、災害時要援護者支援の取組を進めています。

自身や家族の力だけでは災害時の対応に不安のある方で、地域の皆さんによる支援を希望される方は、同封の「災害時要援護者登録票」により、ご登録ください。

登録いただいた情報は、●●地区の地域団体(●●)及び神戸市の関係部局で共有し、裏面の要援護者支援活動の目的に活用いたします。

なお、これまでに登録した方も、情報更新が必要となるため、再度ご記入をお願いします。(今回登録しない場合、登録は抹消されます)

※神戸市では、「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」第7条第4項により、「同意しない」旨のお返事が無い場合は、同意があるものとして取扱いします。登録を希望しない場合は、「災害時要援護者登録票」の面で「登録しません(情報提供に同意しません)」にチェックいただき、必ず返信いただくようお願いいたします。

登録締切：令和●●年●●月●●日(●●)消印有効

※同封の返信用封筒にて、ご返付ください。

〻神戸市くらしの防災ガイド
(各区ハザードマップ掲載)

〻くらしの防災ガイド

〻お問い合わせ先
●区保健福祉課 管理担当
電話 000-000-0000 (内線 000)
FAX 000-000-0000

地域のみなさまへ

●区保健福祉課
神戸市福祉局くらし支援課
団体名

要援護者支援活動の内容

- ◆ 災害情報のお知らせ
- ◆ 避難場所への避難のお手伝い
- ◆ 災害時の安否確認
- ◆ 防災避難訓練への参加の働きかけなど

※災害状況によっては、支援者の多くも被災し、支援に行けない場合があります。また、支援者は、避難訓練等に関して、その責任を負うものではありません。

よくあるご質問

質問1：全世帯にこの案内は送られているのですか？
答え1：●●地区(●●)にお住まいの方で、以下に該当する方に郵送しています。
・介護保険の要介護度3以上の方
・身体障害者手帳1・2級を所持する方
・療育手帳Aを所持する方
・65歳以上の単身世帯
・75歳以上の方のみの世帯

質問2：登録すればどうなるのですか？
答え2：登録いただいた情報は、**団体名**及び神戸市等が保管し、上記の要援護者支援活動の目的に活用いたします。また、支援活動に必要な範囲で、●と共有します。登録いただく際は、ご家族とも相談のうえ、返信ください。

質問3：今回を送ったら登録ができなくなりますか？
答え3：随時受付いたしますので、登録が必要になった場合は、同封の返信用封筒にて登録票をご返送ください。

質問4：今は元気なため「登録しません」で返信をするが、状態が変わった場合に登録したくなった時はどうしたらいいですか。今回を送ったら登録できないのですか？
答え4：後日の登録変更も出来ます。用紙をお送りしますので、●区保健福祉課管理担当(000-000-0000)へお問い合わせください。

RO●●地区

災害時要援護者 登録票(個別避難計画)おもて面

神戸市長 あて

記入年月日 令和●●年●●月●●日

①ご本人様の情報について教えてください(封筒の宛名に記載されている方)

ふりがな	性別	1. 男 2. 女 3. 回答しない
氏名	電話番号	
生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和	年 月 日

※居住地やマンション名まで記載してください

住所

一住所を記入し、お住いの住所がハザードマップにあるかを記載してください

ハザードマップにて防災要配慮区域ですか(わかる範囲でご記入ください)

はいの場合の記入例：土砂災害/浸水/津波など

1. はい() 2. いいえ 3. 不明

登録を希望しますか？どちらかに○を付けてください。

①登録します
②登録しません

①登録しない理由に当てはまるものがあれば○を付けてください(複数選択可)

※登録された場合は、本登録票の情報を●●地区の地域団体(●●●●)及び市の関係へ提供することになります。

※支援者も被災する可能性があるため支援を前受するものではありません。

※支援者の責任を負うものではありません。

ア) 今は元気であるため支援はいらない
イ) 同居の人が支援してくれるため支援はいらない
ウ) 近所に支援者がいるため支援はいらない
エ) 施設に入居しているため支援は必要でない
オ) その他

⇒「2.登録しません」と答えた方は、ここに終了です。

代理人	氏名	続柄()	電話番号
-----	----	-------	------

災害時要援護者 登録票(個別避難計画)うら面

おもて面で「1.登録します」と答えた方のみご記入ください
あてはまる番号に○をつけてください(わかる範囲でできるだけご記入ください)

同居者	1. いる() と同居(例：長男と同居)など 2. いない
自力避難が困難な理由 (複数選択可)	1. 障がいがある (●●●●)・(●●●●)・(●●●●)・(●●●●) 2. 要介護状態である (●●●●)・(●●●●)・(●●●●) 3. 認知症の症状がある 4. その他(下部の「その他」欄にご記入ください。)
日常生活状況	歩行 1. 歩ける 2. 歩つくりながら歩ける 3. 歩けない(車椅子必要) 視力 1. 見える 2. あまり見えない 3. 見えない 聴力 1. 聞こえる 2. あまり聞こえない 3. 聞こえない
緊急連絡先 (家族・近所・かかりつけ薬局など) 電話番号	氏名 続柄()
避難支援者 (家族・近所・かかりつけ薬局など) 電話番号	氏名 続柄()
避難先 (家族・近所・かかりつけ薬局など) 電話番号	氏名 続柄()
移動手段	1. 徒歩 2. 車椅子 3. 車 4. その他()
避難経路図	
その他 (災害時に備えて、お住いの住所に記入してください)	

①登録を希望された場合、この登録票の面を、●●●●に提供します。
②この登録票に関する情報は、災害時の避難支援活動、安否確認、日頃の支援活動等に利用するものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を提供したりしません。
③災害時の状況によっては、支援者の多くも被災する恐れがあります。この制度に登録したことにより、災害時の支援を必ず確保されるものではありません。また、避難支援者は、災害時要援護者の避難訓練等に関してその責任を負うものではありません。

神戸市長

・ 登録の希望有無を書いて返送いただき、登録希望の方を台帳化して地域へ提供している。

共助の取組

地域の取り組み内容

【平常時の支援】

日常での声かけ、要援護者の所在把握、防災訓練参加の働きかけ等

【災害時の支援】

安否確認、避難誘導、避難生活の支援等 ※義務ではなく、支援活動に責任を負うものでもない。



付き添い避難訓練



要援護者マップづくり



避難誘導訓練



安否確認訓練

活動の必要性を十分にご理解いただいたうえで、地域の実情に応じた内容で取り組むもの。
(地域の自主的なご希望に応じて取り組んでいただくもの。)

個別避難計画とは

- ◆『個別避難計画』とは、**避難行動要支援者（要援護者）**に対して
災害時の「避難支援者」や「避難場所」、その他「避難支援の留意点」など、
避難支援等に必要な事項を個別に策定し、
市町村や避難支援者関係者間で共有するもの
- ◆避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、
令和3年5月に災害対策基本法が改正され、市町村に対し、
個別避難計画の作成について努力義務が課されることになった。

個別避難計画の記載事項(法で明示)

- ①氏名 ・ ②生年月日 ・ ③性別 ・ ④住所又は居所
 - ⑤電話番号その他の連絡先
 - ⑥避難支援等を必要とする事由(要介護区分、障害の種類・程度等)
 - ⑦避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
 - ⑧避難施設その他の避難場所(避難路その他の避難経路に関する事項は任意)
 - ⑨避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- (自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出し品等、市町村が必要と判断した事項)

優先作成対象となる要援護者

- 計画作成の優先度が高いと、市町村が判断する者については、
地域の実情を踏まえながら、おおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組むことに



市として優先的に計画作成を進めていく要援護者（在宅の方）

- ① 重症心身障害児者
- ② 24時間人工呼吸器装着患者
- ③ **ハザードエリアに居住している要介護5の方**

<市町村が必要に応じて作成の優先度を判断する際の考慮すべき点>

- ・地域におけるハザードの状況（浸水想定区域・土砂災害警戒区域等）
- ・当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
- ・独居等の居住実態、社会的孤立の状況

福祉専門職との連携

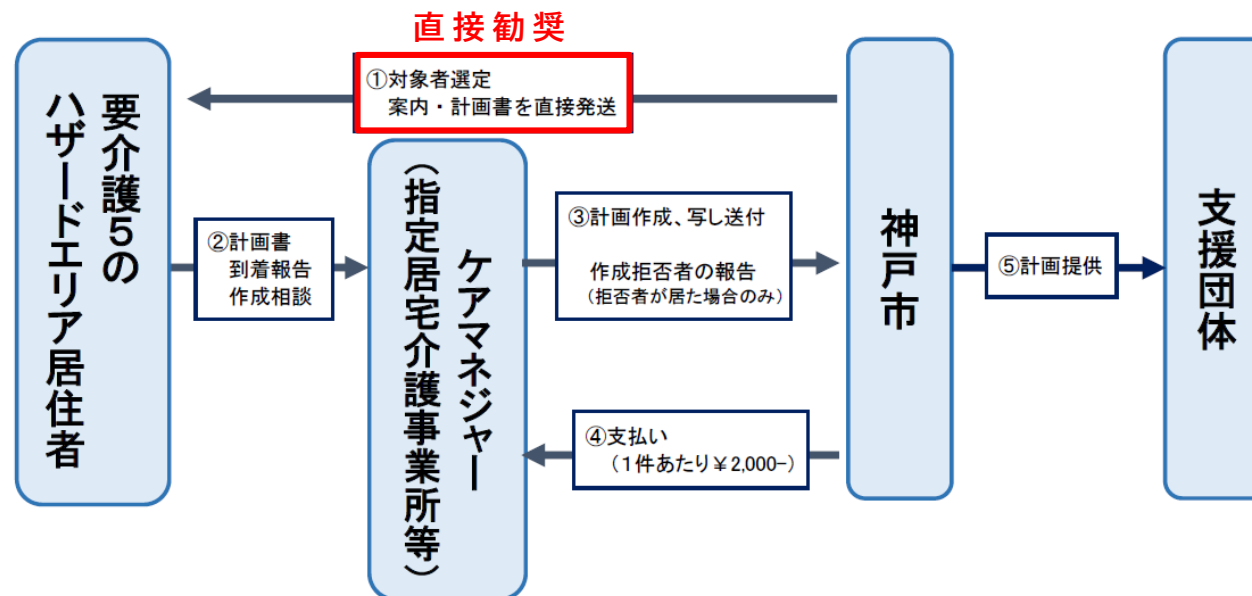
◆避難行動要支援者（要援護者）の計画作成を進めていくには・・・
実効性ある計画とするため、地域防災の担い手だけでなく、
本人の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職等、
様々な関係者と連携して取り組むことが必要。

⇒高齢者等要介護状態の方であれば

「要介護者・要支援者」の個別の状況を、最も把握されている
皆様（ケアマネジャー）の参画・支援が重要となる。

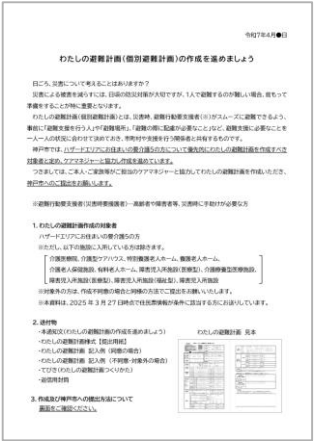
ハザードエリアに居住している要介護5の方の作成

- 作成には対象者の担当ケアマネジャーに協力いただき、ケアマネジャーを通じて神戸市へ提出
- 作成の案内は、対象者が自身の状況を把握し自助意識向上へつなげるため、
神戸市から対象者への直接勧奨型へ変更(R6より)
- 今後の研修は任意のフォローアップ研修として実施（防災知識向上、計画の書き方・考え方）

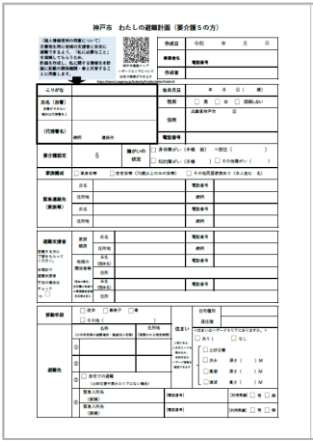


ハザードエリアに居住している要介護5の方の作成 対象者への作成案内

- 発sender: 令和7年3月27日時点でハザードエリアにお住まいの要介護5の方
※住民票に記載の住所でハザードや施設入所の有無を判定しています。
- 発送時期: 令和7年4月中旬から5月末ごろに発送予定
- 送付物(予定): ①神戸市からのお知らせ ②計画の様式 ③記入例(同意の場合) ④記入例(不同意の場合) ⑤てびき(わたしの避難計画づくりかた) ⑥返信用封筒(簡易書留のため郵便局からの発送をお願いします)



①神戸市からの
お知らせ



②計画の様式
〈作成後、コピーを提出〉



③記入例
(同意の場合)



④記入例
(不同意の場合)

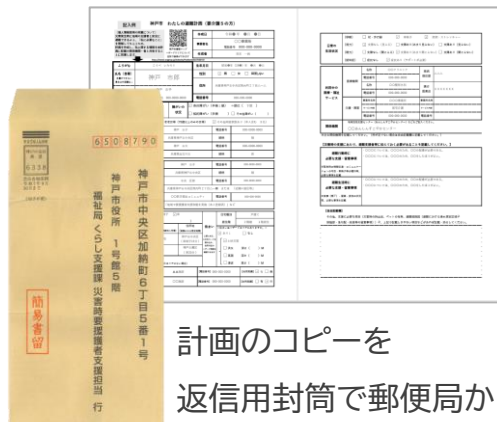


⑤てびき

ハザードエリアに居住している要介護5の方の作成 作成費のお支払い

- 神戸市では、優先作成対象者の個別避難計画1件当たり2,000円を作成にご協力いただいた事業所に対しお支払いしています。

計画の写しを神戸市へ提出



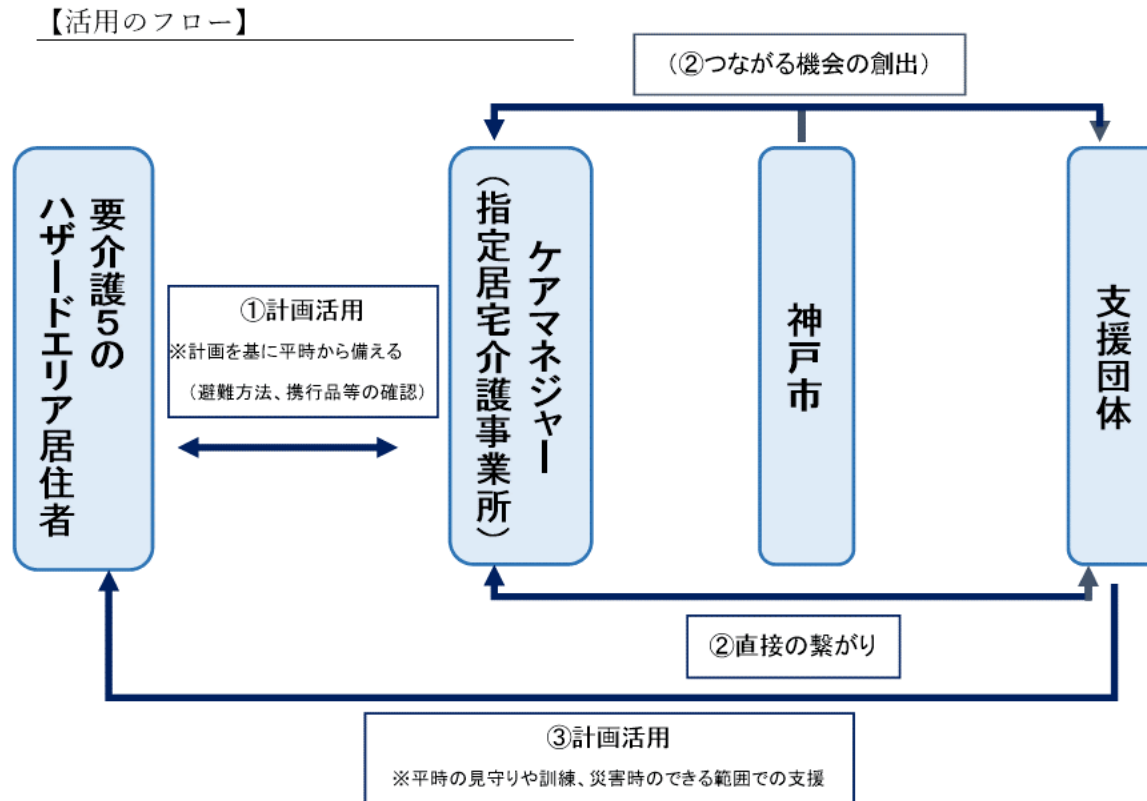
納品書兼請求書を提出

[illegible]

- ・神戸市にわたしの避難計画(個別避難計画)が到着した後、納品書兼請求書の記入様式を事業所のメールアドレス宛にお送りします。
- ・作成数や支払口座等をご記入の上、くらし支援課宛(saigaifukushi@city.kobe.lg.jp)にご提出ください。

ハザードエリアに居住している要介護5の方の作成 活用方法(調整中)

- 対象者の地域に支援団体がある場合は、作成した計画を提供し、災害時の支援に役立てる予定です。



ハザードエリアに居住している要介護5の方の作成 FAQ

Q. 対象者に対し一から説明するのが難しい。

A. 対象者やご家族へ神戸市から案内する『神戸市からのお知らせーわたしの避難計画(個別避難計画)を作しましょう！ー』をそのままお伝えください。

Q. 災害時には、利用者宅に訪問し確認することが出来ない可能性が高い。

A. その時のために、準備できている事やこれから対策をしなければいけないことを確認するツールとして個別避難計画を作ってみましょう。

Q. あんしんすこやかセンターと事前に必ず連携しておかなければいけないのか。

A. 必須ではありませんが、作成対象者を抱えていることを共有いただくことで、発災時の安否確認等の連携が取りやすくなります。
また、1人ケアマネ事業所は特に、できる範囲であんしんすこやかセンターと連携しておくとか何かあったときに動きやすくなります。

Q. 項目は全部記入しないといけないか。

A. 現時点で記載できる範囲で構いません。
記載できなかった項目は今後に向けての課題であるため、日頃の話し合いの中で深めていていただきたいです。

Q. 現時点で記載できる項目は、ケアマネジャーが全て記入しないといけないか。

A. その必要はありません。本人・家族記入後の補足でもOKです。
補足箇所がない場合でも、最終確認をいただくことでお支払いをいたします。

Q. 対象者が作成を拒否した場合、何か報告すべきか。費用の支払いはあるか。

A. 拒否した対象者を把握するため、作成不同意の場合の記載で返送をお願いします。また、大変申し訳ございませんがお支払いできません。

Q. 案内文が送られてきたが、施設に入居中で作成対象外の場合、報告すべきか。

A. 今後、作成の案内配布を停止いたしますので、作成不同意の場合の記載と同様の方法で返送をお願いします。

ハザードエリアに居住している要介護5の方の作成 FAQ

Q.避難先はどこがいいのか分からない。

A.利用者の親戚・友人宅が安全な場所にある場合はそちらでもOKです。

他にも、距離が最も近い避難所ではなく、スムーズに移動できる
避難先を選ぶことも有効です。

大雨や台風の際は、事前に情報を把握できるため、
短期入所をすることも避難手段の一つです。

詳しくは『わたしの避難計画づくりかた』をご参照ください。

Q.くらの防災ガイドに、ハザードマップや他の必要な情報が
掲載されているが、どこから確認したら良いか分からない。

A.『わたしの避難計画づくりかた』をご参照ください。

避難の考え方を順番に記載しています。

また、避難のタイミングや避難情報取得方法なども
記載していますので、ご確認ください。

Q. 避難支援者がいない場合、福祉専門職が見つけないといけないのか。

A.そのようなことはございません。

ご家族等がいらっしゃる場合、自ら近所で支援者を確保することも重要です。
そのため、日頃から利用者へお声がけのご協力をお願いいたします。
本市でも提出された計画書を基に、地域団体と対象者を繋げられるよう
働きかけを行います。

Q.避難支援者は必ず支援しなければいけないのか。

A.支援者は自分・家族の安全を確保することが最優先です。

支援は義務ではなく、支援ができない場合であっても責任は発生しません。
被災場所の状況や、支援者の人数不足などで支援できない場合は、
絶対に無理して行わないでください。

この場合には、近所への呼びかけや消防・警察への救助要請、
区役所の災害対策本部へのご連絡をお願いします。
これも支援の一つです。

BE KOBE

